

下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

コンテンツ取引と 下請法

公正取引委員会

「下請法」は コンテンツ業界の公正な下請取引を守ります。



コンピュータ・ソフトウェア、映像、音楽等のコンテンツ等の作成について、外部に委託するなどアウトソーシングの動きが活発となり、これら情報成果物に係る事業者間取引の重要性が増しています。

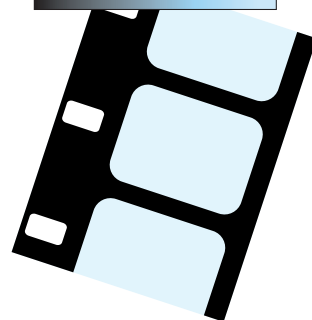
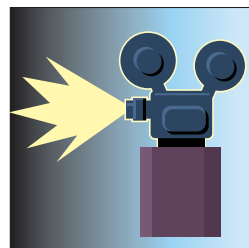
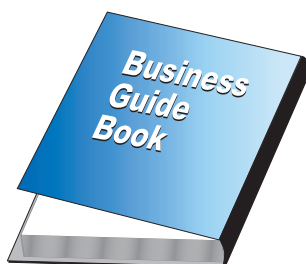
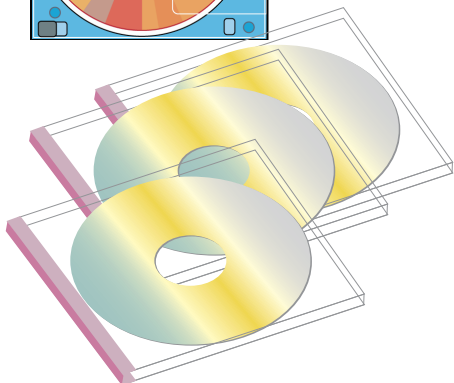
このようなコンテンツの取引において、コンテンツの作成の一部を他の事業者に委託するような場合は、下請法の適用を受けることがあるので注意が必要です。

下請法は、独占禁止法の特別法として制定された法律であり、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といいます。下請法は、適用対象となる事業者と取引の内容を明確にするとともに、親事業者の守るべき義務と禁止されている行為を具体的に定め、下請取引の公正化を図り、迅速かつ効果的に、下請事業者の利益を保護する仕組みになっています。

Contents

● コンテンツとは？

例えば、コンピュータ・ソフトウェア（ゲーム等）、映画、音楽、アニメ、出版などの情報商品をいいます。



● ビジネスとして どういう問題があるの？

知的財産権（二次利用権など）を、作成の目的たる使用の範囲を超えて一方的に発注者に帰属させられてしまうなどの問題があります。

下請法の対象範囲

※注
コンテンツの作成を委託する取引が情報成果物作成委託として下請法の対象となるかどうかは、作成を委託する親事業者の資本金の額と作成を受託する下請事業者の資本金の額の関係で判断されます。

- ※注 情報成果物とは、① プログラム(コンピュータ・ソフトウェア等)
② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

情報成果物作成委託（プログラム作成委託を除く）

親事業者(委託者)

資本金 5 千万円超

資本金 1 千万円超 5 千万円以下



下請事業者(受託者)

資本金 5 千万円以下(個人を含む)

資本金 1 千万円以下(個人を含む)

プログラム作成委託

親事業者(委託者)

資本金 3 億円超

資本金 1 千万円超 3 億円以下



下請事業者(受託者)

資本金 3 億円以下(個人を含む)

資本金 1 千万円以下(個人を含む)

情報成果物作成委託に該当する取引例

- 情報成果物の販売を営む会社が、情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
⇒ (例) ゲームソフト製造・販売業者が、販売用ゲームソフトの作成を他のソフトウェア・メーカーに委託
- 情報成果物の作成を請け負う会社が、請け負った情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
⇒ (例) 広告代理店が、顧客から請け負ったプロモーションビデオの制作をビデオ制作会社に委託
- 自社で使用する情報成果物を自社で作成している会社が情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
⇒ (例) 事務用ソフトウェア開発事業者が自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託

親事業者の義務

取引に当たって、親事業者には4つの遵守義務があり、これらを守らなければなりません。

①コンテンツの作成委託をするときには、必ず発注書面を交付する必要があります。

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付する義務があります。記載すべき事項は、「給付(委託)の内容」「下請代金の額」などであり、規則で具体的に定めてあります。

なお、書面でなくとも下請事業者の承諾を得れば、電子メール等の方法で提供することも認められています。

発注書面サンプル(規則で定められた事項を一つの書式に網羅した場合)

注文書		
殿		平成○年○月○日 ○○株式会社
給付(委託)の内容 ※知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載すること。		
納期	納入場所	検査完了期日
下請代金の額(円)	支払期日	支払方法

②発注時に、支払期日を定める必要があります。

親事業者は、下請代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられています。この場合、支払期日は、コンテンツの受領後60日以内で、かつ、できる限り短い期間になるように定めなければなりません。

③取引記録の書類を作成・保存する必要があります。

情報成果物作成委託をした場合、親事業者は給付内容、下請代金の額など、取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

なお、取引記録については、電磁的記録を作成し、保存することが認められています。

④支払が遅れたら、遅延利息を支払う必要があります。

親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領日から60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ下請事業者に対して遅延利息を支払う義務があります。遅延利息は未払金額に年率14.6%を乗じた金額となっています。

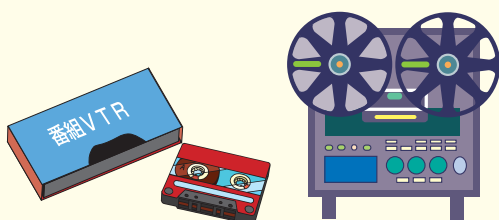
親事業者の主な禁止行為

受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注したコンテンツの受領を拒否することです。

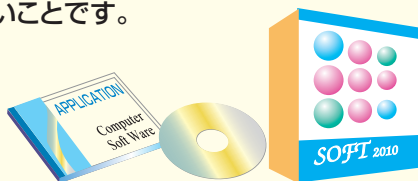
例) 放送事業者 → 番組制作会社

親事業者が指定した出演者の不祥事による放送中止を理由に、完成している番組VTRテープの受領を拒否する。



下請代金の支払遅延

コンテンツの受領日から60日以内に定められた支払期日までに下請け代金を支払わないことです。

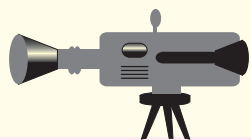


例) ソフトウェア販売業者 → ソフトウェア・メーカー

納入されたプログラムの検査に3ヶ月を要したため、支払いが受領日から60日を経過する。

下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額することです。



例) 映画配給会社 → ビデオ制作会社

昨年と同様の予算が確保できなかったため、それを理由に当初定めた下請代金から減額する。

不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注したコンテンツを受領後に返品することです。

買ったたき

同種・類似のコンテンツの一般的な対価に比べ、著しく低い金額を親事業者が一方的に定めることです。



例) ゲーム販売会社 → ソフトウェア・メーカー

下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る代金の額を一方的に定める。

物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることです。



例) レコード会社 → デザイン制作会社

親事業者が、自社の関連会社が企画した有料イベントの入場チケットを下請事業者に割り振り、購入させる。

不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。



例) 放送事業者 → アニメ制作会社

親事業者が、コンテンツの作成の目的たる使用の範囲を超えて、二次使用権などを無償で譲渡・許諾させる。

不当な給付内容の変更、やり直し

下請事業者に責任がないのに、親事業者が費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、受領後のやり直しをさせることです。



例) 広告代理店 → デザイン制作会社

担当者の異動に伴い制作方針が変わり、費用を負担せずにデザインを変更させる。

違反行為を

厳しく取り締まっています。

書面調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録を調査したり、立入検査も実施しています。

改善勧告・公表を行っています。

親事業者が下請法に違反した場合、公正取引委員会は、それを取り止めて原状回復することを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、改善勧告・公表を行っています。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が書面の交付、書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反者である個人、そして親事業者である会社も50万円以下の罰金に処せられます。

主な指導事例(コンテンツ業界)

● 下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)

ソフトウェアの作成を下請事業者に委託しているA社は、下請代金の支払において、毎月末日検収締切、翌々月25日支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

本件では、A社に対して、下請事業者の給付を受領してから60日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うよう指導した。

● 下請代金の減額 (第4条第1項第3号)

テレビコマーシャルの制作等を下請事業者に委託しているB社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

本件では、B社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金を減額しないよう指導した。

● 物の購入強制・役務の利用強制 (第4条第1項第6号)

番組の制作を下請事業者に委託しているC社は、自社が開催する有料イベントの売上げを増やすため、下請事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請していた。

本件では、C社に対して、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自己が指定する物品の購入要請を行わないよう指導した。

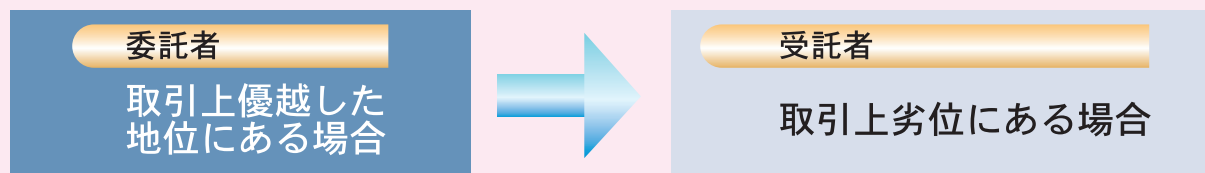
● 不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号)

ソフトウェアの作成を下請事業者に委託しているD社は、顧客から発注内容の変更指示を受け、下請事業者に変更を指示したが、下請事業者が変更のために要した費用を全額負担していなかった。

本件では、D社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容の変更を行う場合は、変更に伴う必要な費用を全額負担するよう指導した。

独占禁止法

☆下請法の規制対象とならない場合であっても、取引上優越した地位にある事業者がコンテンツの作成を依頼するに当たり、優越的地位の濫用行為があれば独占禁止法が適用されますので、注意する必要があります。



「取引上優越した地位にある場合」とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を総合的に考慮します。

優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為

- 代金の支払遅延
- 代金の減額
- 著しく低い対価の設定
- 不当なやり直し
- 協賛金等の負担の強制
- 商品等の購入強制
- 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

次のような行為は、正常な商習慣に照らして不等に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法(優越的地位の濫用)に該当し、問題となるおそれがあります。

ア 情報成果物の権利の譲渡

例) 受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合

イ 情報成果物の二次利用の制限等

例) 受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は(受託者だけでなく)自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等

例) 受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア及びイと同様の行為を行う場合

ご相談やご質問は、
全国の相談窓口までお気軽にどうぞ

■ **公正取引委員会事務局 経済取引局取引部企業取引課** ■

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

TEL 03 (3581) 3375 (直) <http://www.jftc.go.jp>

(管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

■ **北海道事務所 下請課** ■

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎

TEL 011 (231) 6300 (代)

■ **東北事務所 下請課** ■

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL 022 (225) 8420 (直)

■ **中部事務所 下請課** ■

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052 (961) 9424 (直)

(管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

■ **近畿中国四国事務所 下請課** ■

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06 (6941) 2176 (直)

(管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

■ **近畿中国四国事務所 中国支所 下請課** ■

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

TEL 082 (228) 1501 (代)

■ **近畿中国四国事務所 四国支所 下請課** ■

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎

TEL 087 (834) 1441 (代)

■ **九州事務所 下請課** ■

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

TEL 092 (431) 6032 (直)

■ **内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室** ■

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098 (866) 0049 (直)